

5. 悪臭

(1) 悪臭防止法に基づく規制地域

規制地域は市内全域で、その区分は次のとおりです。

地域の区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
該当する地域	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域 市街化調整区域のうち住宅団地	工業専用地域 市街化調整区域
色分け	赤	黄	緑

備考 この表において、赤、黄及び緑とは悪臭規制地域図における当該地域を表す色を指し、同図面は本市環境部環境保全課に備えています。

(2) 悪臭防止法に基づく規制基準

規制基準は次のとおりです。

区分	第1種地域	第2種地域	第3種地域
工場事業場の敷地境界 (1号基準)	12	15	18
気体排出口 (2号基準)	排出口から排出した臭気が、地表に着地したときの最大濃度が事業場敷地境界上の規制基準に適合するように、大気拡散式を用いて事業場毎に算出します。		
排出水(3号基準)	28	31	34

参考 臭気指数12は、採取した空気を16倍に希釈した場合に臭気を感知しないことです。同様に、臭気指数15は32倍、臭気指数18は64倍に希釈した場合に臭気を感知しないことです。

6. ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

媒 体	基 準 値
大 気	0.6 pg - TEQ / m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg - TEQ / ℓ 以下
水底の底質	150 pg - TEQ / g 以下
土 壤	1,000 pg - TEQ / g 以下

備考 1. 基準値は、2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。
2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1. 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
2. 水質の汚濁(水底の底質を除く。)に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
3. 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用する。
4. 土壤の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壤については適用しない。

(2) ダイオキシン類に係る毒性等価係数

ア. ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)

ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)		
異性体	毒性等価係数	異性体	毒性等価係数
2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾフラン	0.1	2,3,7,8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	1
1,2,3,7,8 - 五塩化ジベンゾフラン	0.05	1,2,3,7,8 - 五塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	1
2,3,4,7,8 - 五塩化ジベンゾフラン	0.5		
1,2,3,4,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,4,7,8 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
1,2,3,6,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,6,7,8 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
1,2,3,7,8,9 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1	1,2,3,7,8,9 - 六塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.1
2,3,4,6,7,8 - 六塩化ジベンゾフラン	0.1		
1,2,3,4,6,7,8 - 七塩化ジベンゾフラン	0.01	1,2,3,4,6,7,8 - 七塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.01
1,2,3,4,7,8,9 - 七塩化ジベンゾフラン	0.01		
1,2,3,4,6,7,8,9 - 八塩化ジベンゾフラン	0.0001	1,2,3,4,6,7,8,9 - 八塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン	0.0001
その他	0	その他	0

イ. コプラナ - ポリ塩化ビフェニル (Co - PCB)

異性体	IUPAC	毒性等価係数
3,4,4',5 - 四塩化ビフェニル	# 81	0.0001
3,3',4,4' - 四塩化ビフェニル	# 77	0.0001
3,3',4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#126	0.1
3,3',4,4',5,5' - 六塩化ビフェニル	#169	0.01
2',3,4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#123	0.0001
2,3',4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#118	0.0001
2,3,3',4,4' - 五塩化ビフェニル	#105	0.0001
2,3,4,4',5 - 五塩化ビフェニル	#114	0.0005
2,3',4,4',5,5' - 六塩化ビフェニル	#167	0.00001
2,3,3',4,4',5 - 六塩化ビフェニル	#156	0.0005
2,3,3',4,4',5' - 六塩化ビフェニル	#157	0.0005
2,3,3',4,4',5,5' - 七塩化ビフェニル	#189	0.0001
2,2',3,4,4',5,5' - 七塩化ビフェニル	#180	0
2,2',3,3',4,4',5 - 七塩化ビフェニル	#170	0

注：表ア及びイに示す毒性等価係数は、WHO - TEF (1998) と同じものである。

：毒性等価係数は H20.04.01 から新たな係数が適用されているが、平成 19 年度の測定結果はそれ以前の毒性等価係数を用いて計算されているため、変更前の毒性等価係数を載せてある。

：表イに示す IUPAC は、国際純粋応用化学連合で定めた物質の番号である。